

中部圏域地域生活支援拠点等の整備について  
事業所説明会に伴う疑義に対する回答①

項番	疑義	回答
1	<p>ショートステイの加算は、短期入所は空床型でも可能か</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>R3 年度報酬改定の内容を見る限り、単独型・空床型の条件はない。</p> <p>○緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】</p> <p>市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設。(緊急時の受け入れに限らず加算)</p> <p>≪地域生活支援拠点等に係る加算【新設】≫ 100 単位/日</p> <p>※ 指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。</p> <p>※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。</p>
2	<p>重度訪問介護・居宅介護での【緊急時の受け入れ・対応】は、①もともと認められている緊急時対応加算 100 単位 (月 2 回) にプラスして 50 単位という認識でよろしいでしょうか? ②また回数に制限はありますか</p>	<p>①については、お見込みのとおり。緊急時対応加算に該当する場合、更に+50 単位/回を算定できる。</p> <p>R3 年度報酬改定の内容は以下のとおり</p> <p>○緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】</p> <p>市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設。(緊急時の対応を行った場合に加算)</p> <p>≪地域生活支援拠点等に係る加算【新設】≫</p> <p>・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50 単位/回※地域</p>

		<p>生活支援拠点等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助、地域定着支援 +50 単位</li> </ul> <p>／日※地域生活支援拠点等の場合</p> <p>※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に更に+50 単位を上乗せする。</p> <p>②について、緊急時対応加算については月 2 回を限度としている。</p>